

開発行為における公共施設管理者（排水施設）
協議申請書作成要領

高松市都市整備局 下水道部 下水道整備課

都市計画法 32 条に基づく公共施設管理者協議申請書は、この要領に基づくほか、「開発行為チェックシート」により内容を十分に精査して作成すること

1 協議申請書（表紙）

- ① 「高松市長」宛で申請する。
- ② 2部提出する。
- ③ 種類欄は「下水道施設」と記載する。
- ④ 維持管理者欄は市に無償譲渡する場合にあっては「高松市」、自己管理する場合にあっては「住所・氏名・電話番号」を記載する。
- ⑤ 協議の内容欄は「開発区域内設置排水施設への意見書交付」と記載する。
- ⑥ 面積等を記載する。
- ⑦ その他参考事項欄は利用目的・無償譲渡の意思を記載する。
- ⑧ 申請書右肩に担当者の氏名・連絡先を記載する。（鉛筆）

2 位置図

- ① 開発区域を赤色で着色明示すること。（以下の平面図についても同様）
- ② 住宅地図が好ましい。

3 スケジュール

- ① 開発行為～建築確認～建築完了までのスケジュールを明確にすること。

4 公図

- ① 開発区域を赤色で着色明示すること。（以下の平面図についても同様）

5 丈量図

6 現況図（放流先水路の流下能力等の確認のため）

- ① 現況平面図（地盤高、水路底高、水路断面、勾配等を表示すること。）
- ② 現況排水路断面図

7 造成計画平面図、断面図

8 土地利用計画図（全体計画及び他施設との関係の確認のため）

9 排水施設計画平面図

(1) 開発道路を設け複数の宅地とする場合（分譲住宅など）

- ① 排水施設計画平面図
 - a. 開発道路内の本管（縦断面図、標準断面図添付）
管径、管種、勾配、延長、人孔、取付管等の表示。
 - b. 宅内排水設備
宅内最終枳の表示及び取付管等の表示。
（※大規模な宅地にあっては、(2)-①に準じること）
- ② 排水施設計画縦断面図（開発道路内の本管）
計画道路高、計画管底高、土被り、管径、管種、勾配、延長、人孔等の表示。
- ③ 排水施設計画横断面図（開発道路内）

- ④ 各種構造図…人孔（鉄蓋：開発道路5.5m未満14t荷重
5.5m以上25t荷重）、管基礎、枺、取付管等。
- ⑤ 最終放流先詳細図…放流先水路への管路等の計画高、通常水位の表示。
- ⑥ 接続詳細図…供用開始している公共下水道へ接続する場合必要。

(2) 開発道路を設けない場合（マンション、店舗など）

- ① 排水施設計画平面図（宅内排水設備）
宅内最終枺の表示及び取付管等の表示。
（宅内排水設備については、管径、管種、勾配、延長、枺、側溝、取付管等及び地盤高又は排水管の土被りの表示）
- ② 各種構造図…人孔、管基礎、枺、取付管等
- ③ 最終放流先詳細図…放流先水路への管路等の計画高、通常水位の表示。
- ④ 接続詳細図…供用開始している公共下水道へ接続する場合必要。

10 特定事業所…除害施設の設置（水質汚濁防止法施行令別表第一参照）

- ① 水質・水量規制の対象特定事業所
供用区域…下水道施設課 西部施設運営係（087-842-5421）と事前協議必要。
未供用区域及び下水道計画区域外…環境指導課 環境対策係（087-834-5755）
と事前協議必要。

11 土地改良区及び水利組合等の排水同意書の写し

地番、面積等が申請書と一致していること。

12 流量計算書、流域図

排水系統図を作成し、系統ごとに流量計算書（雨水・汚水）の作成を行う。

13 その他

下水道施設の無償譲渡を希望する場合は、下水道施設の無償譲受要綱をあらかじめ確認して、下水道整備課（087-839-2771）に協議すること。